

平成26年第4回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日時 平成26年4月1日(火) 午後15時00分～16時40分
3・場所 有田町庁舎 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(1件)

議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(2件)

その他 守るべき農地の明確化の進め方について

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8		○	福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第4回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。いよいよ春めいてきています。桜も今日ぐらいが一番見頃かなという状態です。その中で、新年度ということで事務局体制も変わりますけれども、今言われますように中間管理機構の運営が未だ見えない、難しい状態です。その前に、荒廃地せつかく調査をしていて、ゾーニングが未だ出来ていない。この辺が難しいところです。今日の議題の中にも入りますので、充分検討をお願い致します。以上です。

○事務局

只今の出席委員は14名中13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、6番(岩永)9番(藤)委員にお願いします。

○議長

続きまして、日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番についてを議題といたしますが、報告事項の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての1番と2番が関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします

○事務局

報告の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての議案書をご覧ください。

～資料読み上げ～

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請1番についての議案書をご覧ください。

～議案書を朗読～

読み上げましたように、今回の申請の内、〇〇〇〇と〇〇〇〇については、他の方との利用権設定が結ばれていた為、今回、合意解約をし、3条による所有権移転の申請をされています。

現在の農地の状況は、〇〇〇〇と〇〇〇〇は耕作されておらず、若干荒れたような状態になっていますが、今後の利用計画を確認したところ、〇〇〇〇と一体的に露地野菜等の栽培を計画されているようです。

譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○6番

農地は〇〇〇〇にあり事務局の説明の通りですが、一番上の田は広く耕作し易いようです。場所は、〇〇〇〇氏の鶏舎の斜め上部にあり切楠線横で条件は良いと思います。〇〇〇〇という場所は、〇〇〇〇神社の近くにあるのですが、そこも一緒に譲りたいという事ですが、特に問題はないと思います。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。農地法第3条の申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、1枚の圃場が譲渡人の農地と譲受人の農地と2筆となっており、今回の申請により、所有者が1人となり、一体的に管理される事となります。

また、譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われま

すので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○9 番

申請農地は、〇〇〇〇にある農地です。墓地の近くにあり、2筆で1枚だった田を統合するものです。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第3条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の3番と4番が関連しますので、併せて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、1枚の圃場が譲渡人の農地と譲受人の農地と2筆となっており、今回の申請により、所有者が1人となり、一体的に管理される事となります。

また、譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われまので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○9 番

場所は、〇〇〇〇の公民館の斜め前になります。詳しくは会長が知っておられますので、会長から説明をお願いします。

○議 長

実は申請者が私の〇〇〇〇になります。位置図に〇〇〇〇という名の後ろの土地になります。家屋は立部きみよとありますが、家族が亡くなり、畑は相続されて売りに出されたものです。宅地も所得されるようですから、問題は無いと考えます。遠くの人が買うより、近くの人が買うことにより、管理もし易いと思います。場所は40年程前に火事があった所です。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○4 番

農地の管理は？

○議 長

〇〇〇〇氏の長男 〇〇〇〇氏が農地を管理していますので、問題はありません。

○2 番

〇〇〇〇さんは、自分が生きている内に土地を取得し子供に残したいという親心から、所得されるようです。

○議 長

この場所へは、前からも来れますが、今日行ったように水路沿いに車で行けます。但し普通車までですが。申請地は本当は宅地の一部なんです。が、畑として利用し畑で課税対象となっている為、今回申請されるそうです。

○事務局

予想ですが、現況が畑だった為、本人から一部畑として申請されたのではないのでしょうか。

○10 番

家屋を建てる目的で畑を宅地にした場合、どのくらいの期間迄に建てなければならないなどの縛りはあるのですか？

○事務局

基本的には、転用の計画申請された時期迄に建てられないと、その指導をしなければならないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

採決は、別々に取りたいと思います。

農地法第3条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、農地法第3条の申請4番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請4番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請は、追認の案件になります。申請地が現在の状態に至った経緯につきましては、昭和40年頃、申請人の父の代に無許可で庭とされ、その後、昭和50年頃に家屋を増築されています。

今回の申請については、3条の申請に来られた折、当農地が違反転用である事が判明したため、事務局より転用申請をするよう指導したものであり、始末書も提出されております。

また、現況が変わるものではありませんので、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○9番

この土地は申請者の親の代に転用されており、本人に責任も無くどうなるものでもないと思います。

○9 番

3条申請で、この案件が判明した理由を教えてください。

○事務局

事務局では、3条申請を受け付ける際、受け手が正当かどうかを判断する為、受け手農家の農地が適正に管理されているかを調査しております。無許可で農地を転用されている場合、耕作放棄地を持たれている場合等が主な調査内容です。今回の案件では、確認したら農地の上に建物が建っていたという事でしたので申請の指導をしたものです。

○議 長

前回の3条申請の分なのか？

○事務局

いえ。未だ残っていますし、山の分もあります。山の分は、今農振除外申請を出して貰っています。中には、何時までに終了しますという誓約書を提出して貰う場合もあります。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第4条の申請は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地についても一部追認の案件になります。

始末書が提出されていますが、経緯については、以前はミカン園だったようですが、廃園となり、その後、昭和57年頃に、農地の交換をされ、無許

可で全体の7割ほどを植林されています。

申請地の西側に農地はありますが、耕作されておらず、南側は既に山林になっています。よって、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○6 番

〇〇〇〇のライスセンターのすぐ上にある農地です。県道から〇〇〇〇の上へ行く町道沿いです。現地は立派な山になっています。周りに迷惑になるような状態ではないので、許可することで良いと思います。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問が終わりました。採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請1番について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の2番と3番と4番については関連しますので、併せて議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、圃場整備地になりますが、隣接する〇〇〇〇を宅地として転用された際に、農振除外をされております。

今回の計画については、16 ページをご覧くださいと思いますが、1筆の農地を分筆し、〇〇〇〇と〇〇〇〇の2区画の住宅地とされ、また、〇〇〇〇からの申請は、建築基準法の道路位置指定を受けるために、車両転換地の確保と隅切りをされるものです。なお、〇〇〇〇については、当面は農地としてそのまま利用されます。

最初に話しましたとおり、隣接地は既に宅地として転用されており、付近耕作者の同意も取られております。また、排水計画も適正にされていますので、許可することに問題はないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○7 番

専用住宅が間にあるが、別段問題は無いと考えます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

此処は前回に奥の方から申請が出た箇所です。その際、排水について水路に十分な水量が無いと、悪臭問題が発生するかもしれない。冬季に水が流れないと問題になると、私が疑問に思い、質問した覚えがあります。水量はあるという事で承認したものです。

○9 番

家屋建築する際に、道路に関して何か条件があるのか？

○事務局

有田町の町道にするには、幅員 4m以上、行き止まり道路では旋回場所の確保等の条件があります。宅地開発される業者さんは、隣接した道路では、この条件を満足されて町道へ無償提供されています。そうなれば、道路の維持管理は町となり、隣接者間での道路トラブルは発生しなくなります

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

採決は、別々に取りたいと思います。

農地法第5条の規定による許可申請2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請3番について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請3番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請4番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請4番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

第4号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○4番

貸し手の〇〇〇〇氏は、どのくらい農地を所有しているの？

○事務局

殆ど耕作されていません。事務局で現地を確認しましたが、圃場整備水田で耕作もされています。

○4番

〇〇〇〇氏や〇〇〇〇氏の営農状況が全く見えない。判断し難い。旧有田だから、旧西有田の内容が判らない。

○事務局

〇〇〇〇氏は3町ぐらい耕作されています。営農組合の機械を利用し耕作されます。以前お話したことがあります。3条の場合は所得後の面積を記載しますが、経営基盤強化(利用権設定)の場合は、記載しないので判り難いと思います。

○議長

質問が終わりました。採決に移ります。

議案第4号 について集積計画の作成の要請をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第4号は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に、農地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)についてと、第6号議案 平成26年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件については、毎年、年度当初に農業委員会の活動について計画をし、年度末にその活動の点検評価をすることとされておりますので、本日、その素案を説明させていただき、ご意見をお聞きし、案とさせていただきたいと考えております。

それでは、読み上げて説明いたします。

～資料により説明～

説明は以上です。

今後の予定は、今日のご意見を受けて修正をし、町のホームページにおいて1ヶ月程度意見及び要望等の募集をします。その後、出された意見等を踏まえ再度修正をし、今の予定では6月の総会に再度お図りし、最終承認を頂く予定にしております。

○議長

説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手をもってお願いします。

○4番

農業委員会の議事録の公表、これはホームページだが、パソコンでインターネットに接続することが出来ない人は見る事が出来ないが？

○事務局

当然、情報公開の対象ですので、開示を求める方が事務局へ来て頂ければ、お見せすることが出来ます。唯、見に来てくださいという発表は特に行っていません。

○議長

議会と同じです。

○4番

私が言っているのは、議事決定の経緯が見えない事。どういう理由でこの結論になったのかを知りたい。町の掲示版で公表できないか？

○事務局

掲示板はありますが、スペースの都合から全体を掲示は出来ません。議事録をめくれず、鍵がかかります。総会の掲示はしていますので、確認し事務局へ来て頂くことは出来ます。

○議長

他に意見・質問はありませんか。1ヶ月間の意見募集も余裕もありますので、意見があれば5月の総会で発表して下さい。ないようでしたら、今出ました意見については、事務局で修正をお願いします。

続きまして、その他の項目の 守るべき農地の明確化の進め方について、協議を行います。事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件については、前回の総会の折、今度の進め方について早急に決めておく必要があるという事でしたので、今回資料を作成しております。

～資料により説明～

今後の予定については、かなり膨大な量になるかと思われますので、一度に全部は無理かもしれませんが、ある程度今年度中に一定の区域は処理したいと思っています。

○議長

今の説明に対して、意見・質問をお受けします。

○4 番

農地の地目変更をする際、役場で法務局へ申請する書式の雛型を作ってやれば、司法書士へ依頼し高額な手数料を払わずに済む。これから、廃みかん園の非農地証明により地目変更が多く申請される事が予想されるので、農家への指導をしてやるのが良心的な役場の姿勢ではないか。

○議長

法務局も現在は高圧的ではなく、初心者へも申請書の記載方法等を優しく教えるようになっている。農家が個人で申請しても、そう難しくはないようだ。

○事務局

法務局へ地目変更を申請するよう指導すべきなので、勉強しながらそのあたりの考えていきたいと思います。

○議長

それでは、今後このような進め方で行っていきたいと思います。最終的には、皆さんの仕事も増えると思いますので、よろしくお願いします。
本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局や皆様方からより他に何かありますか。

○議長

無いようですので、以上で本日の日程は全部終了しました。
平成二十六年第四回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は五月一日(木)の予定です。

総会 16時40分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 6番

署名 9番

書記 木寺正文